

イギリス性犯罪関連条文和訳（仮訳）

○ Sexual Offences Act 2003 (SOA2003)

第1条（レイプ）

- 1 以下の要件を満たす場合には、Aに本条の罪が成立する。
 - (a) Aが陰茎を他人Bの膣、肛門又は口に故意に挿入したこと、
 - (b) Bが挿入に同意していなかったこと、かつ
 - (c) AはBが同意していると合理的に信じていないこと
- 2 Bが同意していると信じたことが合理的かどうかは、Bが同意しているか確認するためにAがとったあらゆる手段を含む全事情を考慮して決める。
- 3 第75条と第76条は、本条の罪に適用する。
- 4 本条の罪で正式起訴により有罪宣告を受けた者は、最高で終身刑に処せられる。

第2条（挿入による暴行）

- 1 以下の要件を満たす場合には、Aに本条の罪が成立する。
 - (a) Aが身体の一部又は物を他人Bの膣、肛門に故意に挿入したこと、
 - (b) 挿入が性的であること、
 - (c) Bが挿入に同意していなかったこと、かつ
 - (d) AはBが同意していると合理的に信じていないこと
- 2 Bが同意していると信じたことが合理的かどうかは、Bが同意しているか確認するためにAがとったあらゆる手段を含む全事情を考慮して決める。
- 3 第75条と第76条は、本条の罪に適用する。
- 4 本条の罪で正式起訴により有罪宣告を受けた者は、最高で終身刑に処せられる。

第3条（性的暴行）

- 1 以下の要件を満たす場合には、Aに本条の罪が成立する。
 - (a) Aが他人Bの身体に故意に接触したこと、
 - (b) 接触が性的であること、
 - (c) Bが接触に同意していなかったこと、かつ
 - (d) AはBが同意していると合理的に信じていないこと
- 2 Bが同意していると信じたことが合理的かどうかは、Bが同意しているか確認するためにAがとったあらゆる手段を含む全事情を考慮して決める。

3 第 75 条と第 76 条は、本条の罪に適用する。

4 本条の罪で有罪宣告を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6 月以下の拘禁刑（注）若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、10 年以下の拘禁刑に処せられる。

（注）略式起訴の場合における拘禁刑の上限については、Criminal Justice Act 2003 第282条第3項又はViolent Crime Reduction Act 2006 第56条第4項によって、6月から12月に引き上げる旨の改正がなされたが、いずれも未施行（以下、同じ）。

第 5 条（13 歳未満の児童に対するレイプ）

1 人が

(a) 故意に陰茎を他人の膣、肛門又は口に故意に挿入し、かつ

(b) その他人が 13 歳未満である場合は、本条の罪が成立する。

2 本条の罪で正式起訴により有罪宣告を受けた者は、最高で終身刑に処せられる。

第 6 条（13 歳未満の児童に対する挿入による暴行）

1 人が

(a) 故意にその身体の一部又は物を他人の膣、肛門に故意に挿入し、

(b) その挿入が性的であり、かつ

(c) その他人が 13 歳未満である場合は、本条の罪が成立する。

2 本条の罪で正式起訴により有罪宣告を受けた者は、最高で終身刑に処せられる。

第 7 条（13 歳未満の児童に対する性的暴行）

1 人が

(a) 他人の身体に故意に接触し、

(b) その接触が性的であり、かつ

(c) その他人が 13 歳未満である場合は、本条の罪が成立する。

2 本条の罪で有罪宣告を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6 月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、14 年以下の拘禁刑に処せられる。

第 9 条（16 歳未満の児童と性的活動を行う罪）

1 18 歳以上の者（A）が

(a) 他人（B）の身体に故意に接触し、

(b) その接触が性的であり、かつ

(c) i B が 16 歳未満であり、A において B が 16 歳以上であると合理的に信じていなかったか、又は

ii B が 13 歳未満である

場合は、A に本条の罪が成立する。

2 本条の罪で有罪宣告を受けた者は、性的接触が

(a) B の肛門又は膣への A の身体の一部又は物の挿入、

(b) B の口への A の陰茎の挿入、

(c) A の肛門又は膣への B の身体の一部の挿入、又は

(d) A の口への B の陰茎の挿入

のいずれかを伴う場合は、正式起訴により 14 年以下の拘禁刑に処せられる。

3 2 が適用される場合を除き、本条の罪で有罪判決を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6 月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、14 年以下の拘禁刑

に処せられる。

第 13 条（18 歳未満の者が第 9 条ないし第 12 条に該当する行為をする罪）

1 18 歳未満の者が、もしその者が 18 歳であれば第 9 条ないし第 12 条のいずれかの罪に該当する行為をした場合は、本条の罪が成立する。

2 本条の罪で有罪宣告を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6 月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、5 年以下の拘禁刑

に処せられる。

第 16 条（信頼される立場を悪用して 18 歳未満の児童と性的活動を行う罪）

1 18 歳以上の者（A）が

(a) 故意に他人（B）に接触し、

- (b) その接触が性的であり,
 - (c) AがBとの関係で信頼される立場にあり,
 - (d) 本条2項が適用される場合, AがBとの関係で信頼される立場にいる根拠となる事情を知っていたか又は知っていたと合理的に期待でき, かつ,
 - (e) i Bが18歳未満であり, AにおいてBが18歳以上であると合理的に信じていなかった, 又は,
 - ii Bが13歳未満である
- 場合には, Aに本条の罪が成立する。

2 本項は

- (a) Aが第21条2項ないし5項のいずれかに規定する事情を理由としてBから信頼される立場にあり, かつ,
- (b) Aがそれら以外の事情を理由として信頼される立場にいるのではない場合に適用する。

3 本条の罪に関する訴訟手続において, Bが18歳未満であったと証明された場合, 被告人は, Bが18歳以上だと合理的に信じていたかどうかに関し問題提起するに十分な証拠を提出しない限り, Bが18歳以上であると合理的に信じていなかったものとみなす。

4 本条の罪に関する訴訟手続において

- (a) 被告人が第21条2項ないし5項のいずれかに規定する事情を理由としてBとの関係で信頼される立場にあったと証明され, かつ,
- (b) それら以外の事情を理由として信頼される立場にあったと証明されない場合は, 被告人は, Bとの関係で信頼される立場にあった理由となった事情を知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たかどうかに関し問題提起するに十分な証拠を提出しない限り, 前記事情を知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たものとみなす。

5 本条の罪で有罪宣告を受けた者は

- (a) 略式起訴の場合は, 6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
- (b) 正式起訴の場合は, 5年以下の拘禁刑に処せられる。

第21条 (信頼される立場の意義)

1 第16条ないし第19条に関し, Aは

- (a) 以下のいずれかの項に該当するか, 又は

- (b) 国務大臣が定める命令で規定するいずれかの条件を満たす場合は、Bとの関係で信頼される立場にある。
- 2 本項は、Aが裁判所の命令その他法律により施設に拘置された18歳未満の者を世話し、Bがその施設に拘置されている場合に適用する。
- 3 本項は、Aが、
- (a) Children Act 1989 第 22 C 条 6 項の機関により宿泊及び管理が提供されているか、又は
- (b) 同法第 59 条 1 項によりボランティア団体から宿泊が提供されている住居その他の場所に住む18歳未満の者を世話し、Bが当該住居等の住人であり、宿泊及び管理、又は宿泊の提供を受けている場合に適用する。
- 4 本項は、Aが
- (a) 病院
- (b) ウェールズにおいては、民間診療所
- (c) ケアホーム
- (d) コミュニティ・ホーム、ボランティア・ホーム又はチルドレンズ・ホーム
- (e) Children Act 1989 第 82 条 5 項に基づいて提供された住居
- (f) 削除
- のいずれかの施設に入所し保護を受けている18歳未満の者を世話し、Bが当該施設で入所し保護を受けている場合に適用する。
- 5 本項は、Aが、教育機関で教育を受けている18歳未満の者を世話し、Aは当該教育機関で教育を受けていないが、Bは当該教育機関で教育を受けいる場に適用する。
- 6～13 (略)

第 22 条 (信頼される立場の意義 : 解釈)

- 1 以下の規定は第 21 条のために適用する。
- 2 本条 3 項の前提として、人が18歳未満の者を世話するとは、18歳未満の者を定期的に世話、訓練、監督に携わり、又は単独での世話に携わることをいう。
- 3 人(A)が他人(B)を個人的に世話するとは、
- (a) Aが定期的にBの世話、訓練又は監督に携わり、かつ、
- (b) そのように携わっている間に、Aが誰にも監督されずに定期的にBと接触する(直接会うか又はその他の方法によるかを問わない)場合をいう。
- 4 人が教育機関で教育を受けるとは、

- (a) その人が、当該教育機関の生徒又は学生として登録され、又は入学している場合、又は、
- (b) その人が登録又は入学している他の教育機関の手配により、ある教育機関において教育を受けている場合に適用する。

5, 6 (略)

第 23 条 (配偶者と同性婚者の例外)

- 1 AのBに対する行為が第 16 条ないし第 19 条の罪に該当し得る場合でも、行為当時
 - (a) Bが 16 歳以上であり、かつ
 - (b) AとBが合法的に結婚しているか又は同性婚している場合は、Aにそれらの罪は成立しない。
- 2 第 16 条ないし第 19 条の罪の訴訟手続において、行為当時AとBが合法的に結婚していたこと又は同性婚していたことの立証責任は被告人にある。

第 24 条 (先行する性的関係の例外)

- 1 AのBに対する行為が第 16 条ないし第 19 条の罪に該当し得る場合でも、Aが「信頼される立場」になる直前にAとBとの間に性的関係が存在した場合はそれらの罪は成立しない。
- 2 1項は、その当時AとBとの性行為が違法であった場合は適用しない。
- 3 第 16 条ないし第 19 条の罪の訴訟手続において、当時そのような関係があったことの立証責任は被告人にある。

第 25 条 (一定の親族関係にある 18 歳未満の児童と性的活動を行う罪)

- 1 人 (A) が
 - (a) 故意に他人 (B) に接触し、
 - (b) その接触が性的であり、
 - (c) AとBが第 27 条で定める関係にあり、
 - (d) AにおいてBとの関係が第 27 条で定める関係にあることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得、かつ、
 - (e) i Bが 18 歳未満であり、Aにおいて、Bが 18 歳以上であると合理的に信じていなかったか、又は、
 - ii Bが 13 歳未満である

場合は、Aに本条の罪が成立する。

- 2 本条の罪に関する訴訟手続において、被害者が18歳未満であったと証明された場合、被告人は、被害者が18歳以上だと合理的に信じていたかどうかに関し問題提起するに十分な証拠を提出しない限り、被害者が18歳以上であると合理的に信じていなかったものとみなす。
- 3 本条の罪に関する訴訟手続において、被告人が被害者と第27条で定める関係にあったと証明された場合は、被告人は、被害者と27条で定める関係にあったことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たかどうかに関し問題提起するに十分な証拠を提出しない限り、被害者と27条で定める関係にあったことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たものとみなす。
- 4 本条の罪で有罪宣告を受けた者で犯行時18歳以上であった者は、
 - (a) 6項が適用される場合は、正式起訴により14年以下の拘禁刑
 - (b) それ以外の場合は
 - i 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
 - ii 正式起訴の場合は、14年以下の拘禁刑
 に処せられる。
- 5 4項が適用されない場合は、本条の罪で有罪宣告を受けた者は
 - (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
 - (b) 正式起訴の場合は、5年以下の拘禁刑
 に処せられる。
- 6 本項は、接触が
 - (a) Bの膣又は肛門へのAの身体の一部又は物の挿入
 - (b) Bの口へのAの陰茎の挿入
 - (c) Aの膣又は肛門へのBの身体の一部の挿入、又は、
 - (d) Aの口へのBの陰茎の挿入
 を伴う場合に適用する。

第27条（親族関係の意義）

- 1 AとBの関係は
 - (a) 本条2項ないし4項のいずれかに該当するか、又は、
 - (b) Adoption Act 1976 第39条又はAdoption and Children Act 2002 第67条（養子縁組によって与えられた地位）であることを別とすれば、本条2項ないし4項のいずれか1つに該当する

場合は、本条に規定する親族関係にある。

2 AとBの関係は

(a) 一方が他方の親、祖父母、兄弟、姉妹、半血兄弟、半血姉妹、おば若しくはおじであるか、又は、

(b) AがBの里親であるか、又は過去に里親であった場合は、本項に該当する。

3 AとBの関係は、AとBが同一世帯に住んでおり若しくは住んでいたことがあり、又は、Aが定期的にBの世話、訓練、監督に携わり若しくは携わったことがあり若しくは単独でBの世話をしており若しくは世話をしていたことがあり、かつ

(a) 一方が他方の継親であるか若しくは継親であったか、

(b) AとBがいどこであるか、

(c) 一方が他方の継兄弟若しくは継姉妹であるか若しくはそのような関係であったか、又は、

(d) 一方の親若しくは現在若しくは過去の里親が、他方の里親であるか若しくは里親であった

場合は、本項に該当する。

4 AとBの関係は

(a) AとBが同一世帯に住んでおり、かつ、

(b) Aが定期的にBの世話、訓練、監督に携わり、又は単独でBの世話をしている場合は、本項に該当する。

5 本条に関し

(a) 「おば」は、その人の親の姉妹又は半血姉妹をいい、「おじ」は、それに対応する意味である。

(b) 「いどこ」は、おじ又はおばの子を意味する。

(c) 人は、

i 第 22 C 条 6 項(a)又は(b)（地方自治体によるあっせん）に基づいて託された者である場合、

i (a) 同法第 59 条 1 項(a)（ボランティア組織によるあっせん）に基づいて子どもを託された者である場合、

ii 同法第 66 条 1 項(b)で定義されている意味で、個人的に子どもを養育している者である場合

は、子どもの里親である。

(d) 異性であろうと同姓であろうと、持続的な家族関係の中で配偶者として同居してい

る場合は、一方は他方の配偶者である。

(e) 継親は、親の配偶者を含み、継兄弟及び継姉妹は、親の配偶者の子を含む。

第 28 条（配偶者と同性婚者の例外）

1 A の B に対する行為が第 25 条又は第 26 条の罪に該当し得る場合でも、行為当時

- (a) B が 16 歳以上であり、かつ
 - (b) A と B が合法的に結婚しているか又は同性婚している
- 場合は、A にそれらの罪は成立しない。

2 第 25 条又は第 26 条の罪の訴訟手続において、行為当時 A と B が合法的に結婚していたこと又は同性婚していたことの立証責任は被告人にある。

第 29 条（先行する性的関係の例外）

1 A の B に対する行為が第 25 条又は第 26 条の罪に該当し得る場合でも、

- (a) A と B の関係が第 27 条 2 項に定める関係に含まれず、
- (b) Adoption Act 1976 第 39 条又は Adoption and Children Act 2002 第 67 条が適用されないならば、同項に定める関係に含まれず、かつ、
- (c) A と B が第 27 条で定める親族関係になる直前に、A と B との間に性的関係が存在した

場合はそれらの罪は成立しない。

2 1 項は、1 項(c)が言及する時点において A と B との性行為が違法であった場合は適用しない。

3 第 25 条又は第 26 条の罪の訴訟手続において、1 項(a)ないし(c)に定める事項の立証責任は被告人にある。

第 30 条（精神障害が原因で拒絶できない者と性的活動を行う罪）

1 人（A）が

- (a) 他人（B）の身体に故意に接触し、
- (b) その接触が性的であり、
- (c) B においてその精神障害が原因で若しくはそれに関連する理由で拒絶できず、かつ、
- (d) A において、B が精神障害を有していること及びその精神障害が原因で若しくはそれに関連する理由で B がおそらく拒絶できないことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得た

場合は、A に本条の罪が成立する。

- 2 Bが「拒絶できない」とは、
- (a) 当該接触の性質若しくは当該接触をすることによって生じる予見可能な結果についての十分な理解を欠いているか又はその他の理由により、接触に同意するか否かを選択する能力を欠いている場合、又は、
 - (b) そのような選択について被告人と意思疎通できない場合をいう。
- 3 本条の罪で有罪宣告を受けた者は、接触が
- (a) Bの肛門又は膣へのAの身体の一部又は物の挿入、
 - (b) Bの口へのAの陰茎の挿入、
 - (c) Aの肛門又は膣へのBの身体の一部の挿入、又は
 - (d) Aの口へのBの陰茎の挿入
- のいずれかを伴う場合は、正式起訴により最高で終身刑に処せられる。
- 4 3項が適用される場合を除き、本条の罪で有罪判決を受けた者は、
- (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
 - (b) 正式起訴の場合は、14年以下の拘禁刑
- に処せられる。

第 34 条（精神障害者を誘引、脅迫又は欺罔して性的活動を行う罪）

- 1 人（A）が
- (a) 他人（B）の同意に基づいて故意にBに接触し、
 - (b) その接触が性的であり、
 - (c) AがBを誘引、脅迫又は欺罔して前記同意を得たものであり、
 - (d) Bが精神障害を有しており、かつ、
 - (e) Aにおいて、Bが精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得た
- 場合は、Aに本条の罪が成立する。
- 2 本条の罪で有罪宣告を受けた者は、接触が
- (a) Bの肛門又は膣へのAの身体の一部又は物の挿入、
 - (b) Bの口へのAの陰茎の挿入、
 - (c) Aの肛門又は膣へのBの身体の一部の挿入、又は
 - (d) Aの口へのBの陰茎の挿入
- のいずれかを伴う場合は、正式起訴により最高で終身刑に処せられる。
- 3 2項が適用される場合を除き、本条の罪で有罪判決を受けた者は、

- (a) 略式起訴の場合は、6 月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
- (b) 正式起訴の場合は、14 年以下の拘禁刑に処せられる。

第 38 条（ケアワーカーが精神障害者と性的活動を行う罪）

1 人（A）が

- (a) 故意に他人（B）に接触し、
- (b) その接触が性的であり、
- (c) B が精神障害を有しており、
- (d) A において、B が精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得、かつ、
- (e) A が第 42 条に規定する方法で B のケアに携わっていた場合は、A に本条の罪が成立する。

2 本条の罪の訴訟手続において、被害者が精神障害を有していたことが証明された場合は、A において B が精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たか否かに関し、問題提起するに十分な証拠を提出しない限り、A は B が精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たものとみなす。

3 本条の罪で有罪宣告を受けた者は、接触が

- (a) B の肛門又は膣への A の身体の一部又は物の挿入、
- (b) B の口への A の陰茎の挿入、
- (c) A の肛門又は膣への B の身体の一部の挿入、又は
- (d) A の口への B の陰茎の挿入

のいずれかを伴う場合は、正式起訴により 14 年以下の拘禁刑に処せられる。

4 3 項が適用される場合を除き、本条の罪で有罪判決を受けた者は、

- (a) 略式起訴の場合は、6 月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
- (b) 正式起訴の場合は、10 年以下の拘禁刑に処せられる。

第 42 条（ケアワーカーの意義）

1 第 38 条ないし第 41 条に関し、本条 2 項ないし 4 項のいずれかに該当する場合は、A は本条にいう「他人 B のケアに携わっている者」に当たる。

2 本項は、

- (a) Bがケアホーム、コミュニティ・ホーム、ボランティア・ホーム又はチルドレンズ・ホームに宿泊して保護されており、かつ、
- (b) Aがこれらの施設で雇用中に、定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性のある業務を行う場合に適用する。

3 本項は、Bが

- (a) ナショナル・ヘルス・サービス系列組織又は民間医療機関、
 - (b) 民間病院、又は、
 - (c) ウェールズにおいては民間診療所
- から医療サービスを受ける患者であり、Aがこれらの医療機関において雇用中に、定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性のある業務を行う場合に適用する。

4 本項は、Aが

- (a) 雇用中であろうとなかろうと、Bの精神障害に関連してBの世話、補助、サービスを提供する者であり、
- (b) そのような者として定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性がある場合に適用する。

5, 6 (略)

第 43 条 (配偶者と同性婚者の例外)

- 1 AのBに対する行為が第 38 条ないし第 41 条の罪に該当し得る場合でも、行為当時
- (a) Bが 16 歳以上であり、かつ
 - (b) AとBが合法的に結婚しているか又は同性婚している
- 場合は、Aにそれらの罪は成立しない。
- 2 第 38 条ないし第 41 条の罪の訴訟手続において、行為当時AとBが合法的に結婚していたこと又は同性婚していたことの立証責任は被告人にある。

第 44 条 (先行する性的関係の例外)

- 1 AのBに対する行為が第 38 条ないし第 41 条の罪に該当し得る場合でも、Aが第 42 条で定める方法でBの世話を携わる直前にAとBとの間に性的関係が存在した場合はそれらの罪は成立しない。
- 2 1 項は、その当時AとBとの性行為が違法であった場合は適用しない。
- 3 第 38 条ないし第 41 条の罪の訴訟手続において、当時そのような関係があったことの立証責任は被告人にある。

第 61 条（故意による薬物の投与）

- 1 以下の要件を満たし、Bに対し、故意に薬物を投与し又は薬物を摂取させた者には本条の罪が成立する。
 - (a) Bが同意していないことを知っていること、かつ
 - (b) Bを含む性的活動に誰でも従事することを可能とするために、Bを麻痺又は圧倒する故意があること
- 2 本条の罪で有罪判決を受けた者は、
 - (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
 - (b) 正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑に処せられる。

第 62 条（性犯罪を犯す意図での犯罪）

- 1 関連性犯罪を犯す意図で犯罪を行った者には、本条の罪が成立する。
- 2 本条において、「関連性犯罪」とは、本編の罪（それら罪の幫助、教唆、相談又は周旋を含む）を意味する。
- 3 誘拐又は不法監禁の罪である場合で、本条の罪で正式起訴により有罪判決を受けた者は、最高で終身刑に処せられる。
- 4 本条3項が適用される場合を除き、本条の罪で有罪判決を受けた者は、
 - (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
 - (b) 正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑に処せられる。

第 64 条（成人の親類との性交：挿入）

- 1 以下の要件を満たす場合には、3A項に従い、16歳以上の者（A）に本条の罪が成立する。
 - (a) Aが身体の一部又は物を他人の膣又は肛門に故意に挿入したこと、又は、陰茎を他人の口に故意に挿入したこと
 - (b) 挿入が性的であること、
 - (c) 他人（B）が18歳以上であること、
 - (d) Aは本条2項に規定する形でBと関係していること、かつ
 - (e) Aはそのような形でBと関係していることを知っているか又は知っていたと合理的に期待できること

- 2 AがBに関係している形とは、親、祖父母、子ども、孫、兄弟、姉妹、半血兄弟、半血姉妹、おじ、おば、甥又は姪である。
- 3 本条 2 項において、
- (za) 「親」には、養親を含む。
- (zb) 「子ども」には、Adoption and Children Act 2002 第 1 編第 4 章の意味での養子を含む。
- (a) 「おじ」は、その人の親の兄弟をいい、「おば」は、それに対応する意味である。
- (b) 「甥」は、その人の兄弟又は姉妹の子どもをいい、「姪」は、それに対応する意味である。
- 3A 本条 3 項(zb)によってAがBの子どもとしてBと関係している事件に本条 1 項が適用される場合には、Aが 18 歳以上でない限り、Aに本条の罪は成立しない。
- 4 本条の罪に関する訴訟手続において、被告人がいずれかの形で他人に関係していると証明された場合、被告人は、そうであったことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たかどうかに関し問題提起するに十分な証拠を提出しない限り、その形で関係していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たものとみなす。
- 5 本条の罪で有罪判決を受けた者は、
- (a) 略式起訴の場合は、6 月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
- (b) 正式起訴の場合は、2 年以下の拘禁刑に処せられる。
- 6 略

第 65 条（成人の親類との性交：挿入への同意）

- 1 以下の要件を満たす場合には、3A 項に従い、16 歳以上の者（A）に本条の罪が成立する。
- (a) 他人（B）がBの身体の一部又は物をAの膣又は肛門に挿入し、又はBの陰茎をAの口に挿入したこと、
- (b) Aはその挿入に同意していること、
- (c) 挿入が性的であること、
- (d) Bが 18 歳以上であること、
- (e) Aは本条 2 項に規定する形でBと関係していること、かつ
- (f) Aはそのような形でBと関係していることを知っているか又は知っていたと合理的に期待できること
- 2 AがBに関係している形とは、親、祖父母、子ども、孫、兄弟、姉妹、半血兄弟、半

血姉妹、おじ、おば、甥又は姪である。

3 本条 2 項において、

(za) 「親」には、養親を含む。

(zb) 「子ども」には、Adoption and Children Act 2002 第 1 編第 4 章の意味での養子を含む。

(a) 「おじ」は、その人の親の兄弟をいい、「おば」は、それに対応する意味である。

(b) 「甥」は、その人の兄弟又は姉妹の子どもをいい、「姪」は、それに対応する意味である。

3A 本条 3 項(zb)によって A が B の子どもとして B と関係している事件に本条 1 項が適用される場合には、A が 18 歳以上でない限り、A に本条の罪は成立しない。

4 本条の罪に関する訴訟手続において、被告人がいずれかの形で他人に関係していると証明された場合、被告人は、そうであったことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たかどうかに関し問題提起するに十分な証拠を提出しない限り、その形で関係していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たものとみなす。

5 本条の罪で有罪判決を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6 月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、2 年以下の拘禁刑に処せられる。

6 略

第 74 条（「同意」の意義）

第 1 部に関し、「同意」とは、人が同意することを選択し、かつ、その選択をする自由と能力があることをいう。

第 75 条（同意に関する証拠上の推定）

1 本条が適用される罪の訴訟手続において、もし

(a) 被告人が「関連行為」を行ったこと、

(b) 本条 2 項に規定するいずれかの事情が存在したこと、かつ

(c) 被告人がその事情の存在を知っていたこと

が証明された場合は、被害者が同意していたことを問題提起するだけの十分な証拠を提出しない限り、被害者が関連行為に同意していなかったものとみなし、被告人が合理的に信じていたことを問題提起するだけの十分な証拠を提出しない限り、被告人は被害者の同意があると合理的に信じていなかったものとみなす。

2 「事情」とは、

- (a) 何人が、関連行為が行われた時又はその直前に、被害者に暴力を用い又は同人をして同人に即時の暴力が用いられるだろうと畏怖させたこと
- (b) 何人が、関連行為が行われた時又はその直前に、被害者をして、第三者に暴力が用いられていると畏怖させ又は即時の暴力が第三者に用いられるだろうと畏怖させたこと
- (c) 関連行為が行われた時に、被害者が不法に監禁され、かつ、被告人は不法に監禁されていなかったこと
- (d) 関連行為が行われた時に、被害者が睡眠中又はその他意識がない状態であったこと
- (e) 関連行為が行われた時に、被害者がその身体障害により、同意するか否かについて被告人と意思疎通を図ることができなかったこと
- (f) 何人が、関連行為が行われた時に、被害者の同意なく、その意識を麻痺させ又は征服することが可能な物質を同人に投与し又は摂取させたこと

である。

3 本条 2 項(a)及び(b)の場合、「関連行為が行われる直前」とは、その行為が連続する一連の性的活動の一部であるときには、最初の性的活動が行われる直前をいう。

第 76 条（同意に関する結論的推定）

1 本条が適用される罪の訴訟手続において、もし被告人が「関連行為」を行ったこと及び本条 2 項に規定するいずれかの事情が存在したことが証明された場合は、

- (a) 被害者は、関連行為に同意しておらず、かつ
- (b) 被告人は、被害者が関連行為に同意していたと信じていなかったものと決定的にみなす。

2 「事情」とは、

- (a) 被告人が、関連行為の性質又は目的について故意に被害者を騙したこと
- (b) 被告人が、被害者の知っている人物になりすまして関連行為に同意するように説得してその気にさせたこと

である。

第 77 条（第 75 条及び第 76 条の「関連行為」の意義）

第 75 条と第 76 条が適用される罪に関し、第 75 条と第 76 条における「関連行為」及び「被害者」の意義は、以下のとおりである。

罪 名	関連行為
第 1 条 (レイプ)	被告人が故意に自己の陰茎を他人 (被害者) の膣, 肛門又は口に挿入すること
第 2 条 (挿入による暴行)	被告人が, 故意に自己の体の一部又はその他の物を他人 (被害者) の膣又は肛門に挿入し, その挿入が性的であること
第 3 条 (性的暴行)	被告人が, 故意に他人 (被害者) に接触し, その接触が性的であること
第 4 条 (同意なく性的活動に従事させる罪)	被告人が, 故意に他人 (被害者) を活動に従事させ, その活動が性的であること

第 78 条 (「性的」の意義)

第 1 部において (但し第 71 条を除く), 挿入, 接触又はその他いかなる行為は, 合理的な人間であれば

- (a) 当該行為がなされた状況若しくは目的が何であろうと, 行為の性質が性的である, 又は
 - (b) 当該行為の性質が性的である可能性があり, かつ, 行為がなされた状況若しくは目的若しくはその両方が性的である
- と考えるであろう場合は, 当該行為は「性的」である。

第 79 条 (第 1 部の通則)

- 1 以下の各項は, 第 1 部に適用する。
- 2 「挿入」とは, 入れてから出すまでの連続する行為をいう。
- 3 「体の一部」とは, 外科手術 (特に性転換手術) によって作られた部分を含む。
- 4 「画像」とは, 動画又は静止画を意味し, いかなる方法によって作られた画像も含み, 文脈が許す場合は三次元画像も含む。
- 5 「人の画像」とは, 架空の人物の画像も含む。
- 6 「精神障害」とは, the Mental Health Act 1983 第 1 条により定義されているのと同じ意味である。
- 7 「見ること (それがどのように表現されようとも)」とは, 直接又は画像を通じて見ることである。
- 8 「接触」とは,
 - (a) 身体のいかなる部分によって触ること,

- (b) その他いかなる物によって触ること,
 - (c) いかなる物を通して触ること
- を含み, 特に「挿入」に当たる接触も含まれる。

- 9 「膣」とは, 外陰部を含む。
- 10 動物に関し, 「膣又は肛門」とは, それに類似するいかなる部分も含む。